

地震発生及び気象警報が発令された場合の対応

【地震発生時の措置】

1	大地震（震度5弱以上）が発生した場合	
	始業前の場合	臨時休校
	授業中の場合	授業中止（状況により学校待機、又は集団下校の措置をとる）
2	震度5弱未満の地震が発生した場合	
	学校施設の被害状況、通学路の安全状況により、臨時休校の措置をとるかどうかが判断するので、臨時休校の連絡がない限り登校する。	

※大地震発生時の臨時休校は、被害状況により異なるので学校からの連絡による。

【気象警報発令の措置】

北大阪地域に『特別警報』または『暴風警報』が発令された場合、下記の措置をとります。

（『大雨警報』『洪水警報』が発令されていても、『特別警報』『暴風警報』が発令されていない状況では通常登校）

1	午前7時の時点で警報発令の場合	自宅待機
2	午前9時までに警報解除の場合	解除された時点で登校
3	午前9時の時点で警報発令の場合	臨時休校

※登校時に『特別警報』『暴風警報』が発令された場合は原則としてその時点で下校となります。

※午前7時の時点で『特別警戒』『暴風警報』が発令されている場合、午前9時迄に警報が解除され登校する場合も、当日の『給食ランチ』の提供はありません。（午前7時の時点で教育委員会が自動的にキャンセルします。）

※緊急時の措置については、PTA 実行委員会、地区委員、学級委員、保護者や地域の皆さまにご協力をお願いする場合があります。ご迷惑をおかけすることありますが、ご理解ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。